

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A会社B支店（以下「事業場」という。）に採用され、営業の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日Cクリニックに受診し「パニック障害」と診断され、同年〇月〇日から翌年〇月〇日まで休業加療した。請求人によれば、療養を継続しながら職場復帰したが、職場復帰以降、事業場内でパワハラが続き、次第に不安感や不眠症が継続するようになった。平成〇年〇月には、営業事務に配置転換になり営業補助等の業務に従事し、また、同月から症状が改善したこともあり療養を中止していたところ、同年〇月頃からめまいや集中力の低下を感じるようになったため、同月〇日、同クリニックに受診し「パニック障害」と診断された。その後療養せず、平成〇年〇月〇日再び同クリニックに受診し「うつ病」と診断され翌日から休業した。

請求人は、上司に違法と思うことをさせられたこと等により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

の意見書によると、請求人は平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと所見されている。

一方、請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月〇日付け主治医D医師作成の意見書や請求人がブログに残した記載などを根拠として平成〇年〇月初旬頃に請求人はうつ病を発病しており、平成〇年〇月〇日にかけてうつ病が増悪したものであって、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間は、週に3、4日は業務多忙な状態であったために病院を受診できなかった旨述べている。

当審査会としては、請求人が上記期間、通院も困難なほどの多忙な業務を行ったと述べているが、言い換えればほぼ通常通りの勤務を継続していたと判断される状況からして、この期間はパニック障害は軽快していたものと思料する。さらに、当審査会は、本件の経緯、医証等を踏まえ、専門部会の意見のとおり、請求人は平成〇年〇月下旬本件疾病を発病したものと判断するが、請求人らの主張のとおり、仮に請求人の精神障害発病時期を平成〇年〇月初旬頃とした場合についても、念のため下記（3）のイの（ア）において、検討する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らによると、請求人は、遅くとも平成〇年〇月初旬にはうつ病を発病しており、精神障害発病前おおむね6か月間における出来事として、平成〇年〇月に行われた営業から営業事務への配置移転を出来事として評価すべき旨主張する。そこで、当審査会は、仮に請求人らの主張のとおり、平成〇年〇月初旬に請求人がうつ病を発病した場合について検討すると、まず、当該出来事は、認定基準別表1「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

また、請求人は、当該配置転換にあたっては、5段階降格処分と〇万円の減給処分を同時に受けたこと、部下であった人間の下立場となり屈辱的であったこと、配置先の営業事務の仕事は長く営業職をやってきた請求人にとって難しいものであったこと、さらに、当該配置転換により、請求人は、事業場からまるで心の病を患った人間はいらないと言われているかのように感じたなどの理由から、当該出来事の心理的負荷が極めて強かった旨主張する。

このうち、5段階降格処分と〇万円の減給処分を同時に受けたことは、当審査会としても、少なからず請求人の心理的負荷になったものと評価するが、事業場E統括部長は、陳述書において、要旨、請求人が休職してから復職するまでの間、事業場のパソコンシステムが大きく変わり、積極的な営業活動のためには新システムを使いこなせる必要があったこと、請求

人は休職前に事業場の重要な取引先から商談中に居眠りをするなどの苦情を受けていたこと、パニック障害を患った請求人に、いきなり営業の仕事させるのは不安があったことから、ひとまず新システムをマスターするなどしてから営業への復帰の可否を決める旨説明を行って配置転換を行ったこと、給与に関してもかなり温情をもって裁定をしたとのことなどを述べている。また、事業場関係者（営業事務の同僚）Fは、「私の仕事は不慣れな方には任せられない業務でしたので、データ処理の小さい得意先を担当してもらいました。」と述べており、当該申述からも、少なくとも請求人がとりわけ困難な業務に従事していたわけではなかったことがうかがえる。

したがって、客観的には、平成〇年〇月に行われた営業事務への配置転換は、降格処分や減給処分を伴った点で厳しさは認められるものの、合理的理由のある配置転換であったと言え、業務の内容の観点からも、困難性が高いものであったとは考え難い。

以上のことから、仮に請求人が平成〇年〇月初旬にうつ病を発病したと仮定して検討しても、請求人の心理的負荷の強度は「強」には至らない。

(イ) 請求人の本件疾病の発病時期を平成〇年〇月下旬頃とする当審査会の見解に沿った請求人の心理的負荷の評価とその詳細な理由は、決定書第2の2の(2)のウに説示のとおりである。

(4) 業務以外の心理的負荷については、特記すべき事項は認められず、个体側要因についても特段の問題は認められない。

(5) したがって、請求人の心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。